

わたしの町の「地域計画」～よりいいものを目指して～

2月3日から20日にかけて地区ごとに行われた「地域計画」の見直しに向けた話し合いの結果を下
の表にまとめました。地域計画に位置づけられた農地は、『地域内の農業を担う者』を中心に集約化し
ていくことをめざしています。

令和6年度と比較すると、農用地区域内の面積が0.78ha減少し、農業を担う者については、地域から
の要望等により新たな担い手として15名(認定農業者4名含む)が仲間入りし、延べ251名が位置付けら
れました。

最初から完璧な計画を策定することを目指すのではなく、次年度以降も地域での話し合いを継続し、
更新していきます。今後とも皆様のご理解と協力をお願いします。

令和8年3月末現在

地域名	集 落 名	区域内の 農用地 当面積：ha	農用地 区域内の農地 面積：ha	農業を担う者：人数			
				認 定 農業者	到達者	利用者	認 定 就農者
人吉A	願成寺・鬼木	72.69	49.06	4	1	3	0
人吉B	井ノ口・瓦屋・合ノ原・上林	140.54	102.84	21	0	1	2
西瀬A	矢黒・上永野・下永野	95.69	45.00	4	1	17	1
西瀬B	上戸越・下戸越・鹿目・段山	130.88	90.14	9	1	4	0
中原A	中神町城本・段・馬場	48.44	42.59	3	0	13	0
中原B	下原田町	124.27	83.91	10	0	15	3
中原C	上原田町	120.79	102.68	15	0	10	4
中原D	中神町大柿・小柿	30.45	21.92	1	0	11	0
藍田A	西間上・西間下	24.20	0.00	2	0	5	0
藍田B	東間上・東間下	20.01	0.00	1	0	2	0
藍田C	浪床・七地・蟹作	45.93	21.37	3	0	7	0
藍田D	蓑野・古仏頂・木地屋	94.32	33.84	4	1	2	0
藍田E	赤池原・赤池水無	42.20	33.36	3	0	4	0
藍田F	東大塚・西大塚・田野	54.49	19.20	1	0	11	0
大畑A	上漆田・下漆田・東漆田	106.14	79.49	4	2	8	0
大畑B	大野・矢岳	156.15	126.15	7	2	3	0
大畑C	上田代・下田代	115.51	81.60	6	1	5	1
大畑D	大畑・大畑麓	45.43	25.46	3	0	9	0

問い合わせ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2500・2501) FAX 0966-24-7869
E-mail：nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

ひとよし 農業委員会だより

令和8年度 第1号

発行：人吉市農業委員会

編集：農政部会

令和8年7月13日発行



瓦屋町の上村信二さんは令和3年から就農され、ネギの栽培は2年目に入られました。上原田町のほ場
には『夏扇(なつおうぎ)4号』と『龍美(りゅうび)』の2種類を栽培。3月半ばに苗から定植し、現在
は、土寄せと防除作業を主にされています。一番大変なことは「収穫作業の時に暑いこと」と語られまし
た。収穫は8月のお盆過ぎから始まり、人手も必要なため、3人から4人臨時で雇って作業をされるそう
です。収穫後はご実家で皮むきなどの作業を終えてJAに出荷されます。

これから挑戦してみたいことは「2Lサイズに育てたい」とのこと。日々、愛情と工夫を込めて丁寧
育てられたネギが一人でも多くの方へ届きますことを願い、生命力にあふれる深緑の畑を後にしました。



上永野町の村並舞姫(まき)さんは令和3年から就農され、JAくま茄子部会で令和5年に反収の部で優
秀賞、令和6年には販売高の部で優良賞、反収の部で最優秀賞を受賞されている期待の星です。

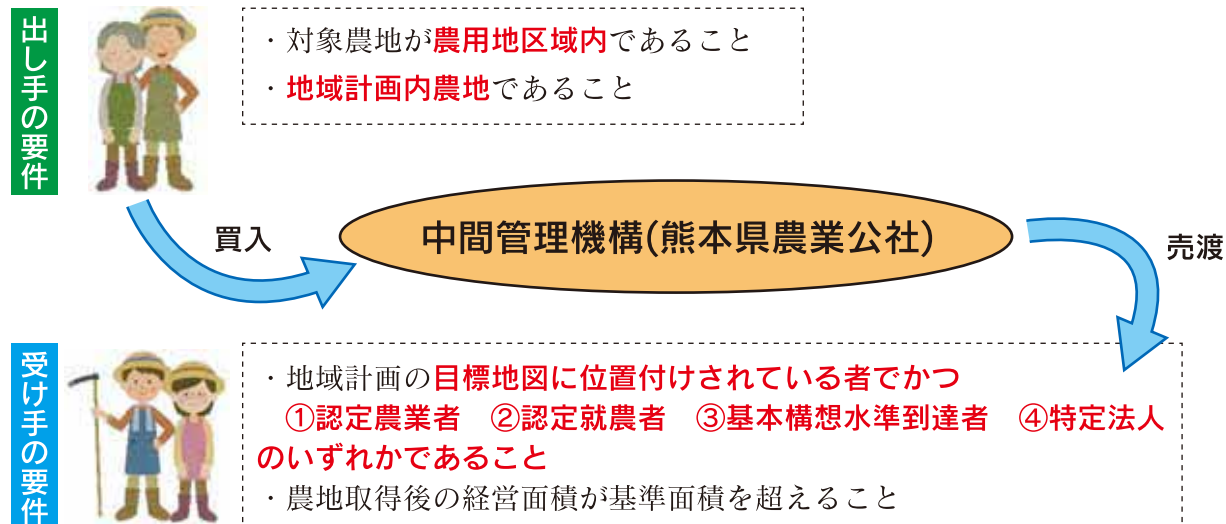
約20aの畑では、5月に定植したナスが順調に生育し、現在、収穫期を迎えています。枝は4本仕立
てできれいに誘引されており、伸びてくると人の背丈よりも高くなるそうです。

「これから暑くなると葉がどんどん茂ってくるので、脇芽摘みが重要な作業になる」とのこと。また、収
穫が始まると肥料を切らさないように、一株一株、花の状態を見ながら、月に2回ほど追肥をされるそう
です。村並さんとはご両親と共に作業をされており、稲刈りが始まる前の9月末まで収穫作業が続き、JA
に出荷されます。
(写真・取材：有瀬委員)

農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買等事業)が一部変更

【農地売買事業とは】

離農農家や経営規模を縮小する農家等(出し手)から公社が農地を買入れ、地域の意欲ある農業者に農地を手渡す事業です。令和8年度から県単独事業の要件が見直され、以下になりました。

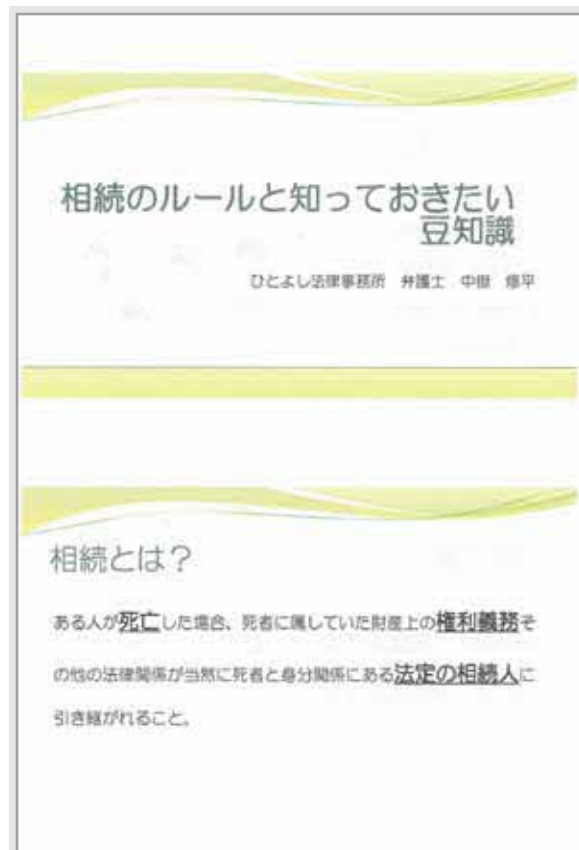


※ただし、以下の点については従来通りです。

- ①出し手：譲渡所得税は800万円までかからない
- ②受け手：不動産取得税は軽減される
登録免許税が軽減される
農地の取得後5年後に追跡調査があります。



相続についての研修会 ～中立委員を講師に迎えて～



農業委員会法では農業者以外の有識者として一人以上の中立委員の設置が義務づけられています。

利害関係を有しない立場で公正・公平な判断を期待されているためです。

3月総会終了後、弁護士でもある中嶽修平委員を講師にお迎えし、農地等の相続についての研修会を開催しました。

農業者等から相談の多い分野について分かりやすい資料も準備され、基礎知識にとどまらず、専門家としての知見からアドバイスもいただきました。

今後も時勢に沿った研修を計画予定です。

今年も農地パトロールが始まります

地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握を目的とした農地パトロール(利用状況調査)を7月から10月にかけて行います。

パトロールのポイントは

- 1 違反転用(農地が農地以外の用途に使用されている場合)の早期発見
- 2 遊休農地(1年以上耕作や草払いなどの農地の保全がなされていない農地)の把握

パトロールの結果、遊休農地と判断された農地の所有者へ「利用意向調査」を送付します。

また、遊休農地が荒廃し、木や竹が生い茂り、非農地(農地に戻すことが困難)と判断された場合には、「非農地通知書」を農地所有者へ送付します。決定に支障がなければ**職権で一括地目変更登記を申請**します。



農地の適正な管理をお願いします



近年、市内では農業者の高齢化や後継者不足などの理由により、遊休農地が増加しています。遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病虫害の発生等の原因となり、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼします。

また、農地は一度荒れてしまうと、元に戻すのに多額の費用がかかります。そのまま放置すると、次の買い手や借り手が見つからない可能性が増えますので、定期的な草払いなどの管理をお願いします。

※農業委員会から適正管理の通知が届く場合があります。

農業者年金は今のあなたと老後のあなたを応援します

【受給者の声】人吉校区：70歳

年金を納めていた時は苦勞に感じた

だけど…

受給する立場になると国民年金に上乗せで心強いわ

自分へのご褒美や孫へのお小遣いとして使えるのはウレシイ♡

しかも減税効果も抜群!!

《農業者年金加入のメリット》

- ・ 社会保険料控除の対象 → **節税!!**(所得税・住民税)
同一生計分も支払った分も控除対象
- ・ 受給時も公的年金等控除の対象(110万円まで全額控除)
- ・ 35歳未満で一定の要件を満たせば1万円からでも加入可能
- ・ 国民年金付加年金保険料400円を納付した
⇒200円×付加年金納付月数＝**年金に上乗せ**

《加入要件》

※詳しくは農業委員会かJAまでご相談ください。

- ①年間60日以上農業従事(自分名義の農地がなくてもOK)
- ②国民年金第1号被保険者
- ③20歳以上60歳未満(但し、国民年金納付期間が480月に満たない60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入している方もOK)